

平成29年度 都市計画税に関する調報告書

都道府県名 群馬県

市町村名 吉岡町

地方公共団体コード	1	0	3	4	5	4	6
表番号・行番号	7	0	0	0	0	0	11
市町村判別コード	特定市・・・1 特定市以外の市町村・・・2					2	12
団体区分コード	/ / / / /					3	16

(注) 「特定市」の区分については「ガイダンス表<<データ入力>>1-3」に留意すること。

(注) 自動的に付与される。

地方公共団体コード	表番号
1 0 3 4 5 4	7 5 1 8

平成29年度 都市計画税に関する調  
第51表 都市計画区域及び課税区域に関する調

都道府県名 群馬県

市町村名 吉岡町

区 分	行 番 号	(1) 市町村の面積(千㎡)	(2) 市街化区域(千㎡) A	(3) 市街化調整区域(千㎡) B	(4) そ の 他 ( 千 ㎡ ) C	(5) 計 (A+B+C) (千㎡)
課 税 区 域 の 面 積	9 0 1 0	12	23 ア	33 イ	43 ウ	53 エ 62 0
都 市 計 画 区 域 の 面 積	0 2 0	20,460 甲	オ	カ	20,460 キ	20,460 ク

区 分	行 番 号	(6) 都市計画区域の 指定の有無	(7) 市街化区域等の 設定の有無	(8) 都市計画税の 課税の有無	(9) 都市計画事業の 認可の有無
課 税 区 域 の 面 積	9 0 1 1	12	13	14	15 16
都 市 計 画 区 域 の 面 積	0 2 1	ケ 1	コ 2	サ 2	乙 1

指定有……「1」 指定無……「2」  
 設定有……「1」 設定無……「2」  
 課税有……「1」 課税無……「2」  
 認可有……「1」 認可無……「2」

地方公共団体コード					表番号				
1	0	3	4	5	4	7	5	8	2

第52表 納税義務者数に関する調

都道府県名

群馬県

市町村名

吉岡町



区 分		行 番 号	(1) 総 数 ( 人 )	(2) 法定免税点未満のもの(人)	(3) 法定免税点以上のもの(人)
土 地	個 人	9 0 1 0	12 0	22	32 41
	法 人	0 2 0	0		
	計	0 3 0	0	0	0
家 屋	個 人	0 4 0	0		
	法 人	0 5 0	0		
	計	0 6 0	0	0	0
実 数	個 人	0 7 0	0		
	法 人	0 8 0	0		
	計	0 9 0	0	0	0

地方公共団体コード					表番号			
1	0	3	4	5	4	7	5	3

第53表 地積及び床面積等に関する調  
(法定免税点以上のもの)

都道府県名

群馬県

市町村名

吉岡町

区 分		行 番 号	(1) 市 街 化 区 域	(2) 市 街 化 調 整 区 域	(3) そ の 他	(4) 計	
土 地 の 積 (千㎡)	宅 地 等	宅 地	9 0 1 0	12	24	34	45 シ 57 0
		そ の 他	0 2 0				ス 0
		小 計	0 3 0	0	0	0	セ 0
	農 地	0 4 0	ソ			タ 0	
	計	0 5 0	チ 0	ツ 0	テ 0	ト 0	
家床 屋 面 の 積 (㎡)	木 造 家 屋	0 6 0				0	
	木 造 以 外 の 家 屋	0 7 0				0	
	計	0 8 0	ナ 0	ニ 0	ヌ 0	0	
土 地 の 筆 数 (筆)	宅 地 等	宅 地	0 9 0				ネ 0
		そ の 他	1 0 0				ノ 0
		小 計	1 1 0	0	0	0	ハ 0
	農 地	1 2 0	ヒ			フ 0	
	計	1 3 0	ヘ 0	ホ 0	マ 0	0	
家 屋 の 棟 数 (棟)	木 造 家 屋	1 4 0				0	
	木 造 以 外 の 家 屋	1 5 0				0	
	計	1 6 0	ミ 0	ム 0	メ 0	0	

地方公共団体コード					表番号			
1	0	3	4	5	4	7	5	4

第54表 決定価格及び課税標準額に関する調  
(法定免税点以上のもの)

都道府県名

群馬県

市町村名

吉岡町

区 分			行 番 号	(1) 決 定 価 格											
				市 街 化 区 域 (千円)	市 街 化 調 整 区 域 (千円)	そ の 他 (千円)	計 (千円)								
土 地	宅 用 地	小 規 模 住 宅 用 地	個 人	9	0	1	0	12	24	34	45	モ	57	0	
			法 人	0	2	0							ヤ	0	
		一 般 住 宅 用 地	個 人	0	3	0							ユ	0	
			法 人	0	4	0							ヨ	0	
		非 住 宅 用 地	個 人 非 住 宅 用 地	0	5	0							ラ	0	
			法 人 非 住 宅 用 地	0	6	0							リ	0	
	小 計		0	7	0		0	0	0	0		ル	0		
	農 地		0	8	0							ロ	0		
	そ の 他		0	9	0								0		
	計		1	0	0		0	0	0	0			0		
家 屋	木 造 家 屋		1	1	0							0			
	木 造 以 外 の 家 屋		1	2	0							0			
	計		1	3	0		0	0	0	0		0			
合 計			1	4	0		0	0	0	0		0			

地方公共団体コード						表番号		
1	0	3	4	5	4	7	5	4

第54表 決定価格及び課税標準額に関する調(つづき)  
(法定免税点以上のもの)

都道府県名

群馬県

市町村名

吉岡町

区 分				行 番 号	(5) (6) (7) (8) (9) (10)								
					課 税 標 準 額				実 定 税 率 B	調 定 見 込 額 A×B (千円)			
				市 街 化 区 域 (千円)	市 街 化 調 整 区 域 (千円)	そ の 他 (千円)	計 (千円) A						
土 地	宅 用 地	小 規 模 住 宅 用 地	個 人 法 人	9 0 1 1	12	25	35	47	60	61	69	79	
			い	0 2 1					あ				
		一 般 住 宅 用 地	個 人 法 人	0 3 1						い			
			う	0 4 1						う			
		非 住 宅 用 地	個 人 非 住 宅 用 地	0 5 1						え			
			法 人 非 住 宅 用 地	0 6 1						お			
	小 計			0 7 1	0	0	0	0	か				
	農 地			0 8 1	き				く				
	そ の 他			0 9 1									
	計			1 0 1	0	0	0	0					
家 屋	木 造 家 屋			1 1 1									
	木 造 以 外 の 家 屋			1 2 1									
	計			1 3 1	0	0	0	0					
合 計				1 4 1	け	こ	b	0		%		0	

地方公共団体コード					表番号			
1	0	3	4	5	4	7	5	6

第56表 三大都市圏の特定市に所在する市街化区域内の農地に関する調  
(法定免税点以上のもの)

都道府県名

群馬県

市町村名

吉岡町

区 分		行 番 号	(1) 納 税 義 務 者 (人)	(2) 地 積 (千㎡)	(3) 決 定 価 格 (千円)	(4) 課 税 標 準 額 (千円)	(5) 筆 数 (筆)	
特 定 市	平の成二市十街五化年区以域前農参地入	本則による(価格の3分の2)課税がなされたもの	9 0 1 0	12	24	39	54	69 80
		負担水準0.95以上1.0未満	0 2 0					
		負担水準0.9以上0.95未満	0 3 0					
		負担水準0.85以上0.9未満	0 4 0					
		負担水準0.8以上0.85未満	0 5 0					
		負担水準0.75以上0.8未満	0 6 0					
		負担水準0.7以上0.75未満	0 7 0					
		負担水準0.65以上0.7未満	0 8 0					
		負担水準0.6以上0.65未満	0 9 0					
		負担水準0.55以上0.6未満	1 0 0					
		負担水準0.5以上0.55未満	1 1 0					
		負担水準0.45以上0.5未満	1 2 0					
		負担水準0.4以上0.45未満	1 3 0					
		負担水準0.35以上0.4未満	1 4 0					
		負担水準0.3以上0.35未満	1 5 0					
		負担水準0.25以上0.3未満	1 6 0					
		負担水準0.2以上0.25未満	1 7 0					
		負担水準0.15以上0.2未満	1 8 0					
		負担水準0.1以上0.15未満	1 9 0					
		負担水準0.05以上0.1未満	2 0 0					
負担水準0.05未満	2 1 0							
	計	2 2 0	0	0	0	0	0	
区 域 農 地	平の成二市十街六化年区以域後農参地入	本則による(価格の3分の2)課税がなされたもの	2 3 0					
		負担水準0.95以上1.0未満	2 4 0					
		負担水準0.9以上0.95未満	2 5 0					
		負担水準0.85以上0.9未満	2 6 0					
		負担水準0.8以上0.85未満	2 7 0					
		負担水準0.75以上0.8未満	2 8 0					
		負担水準0.7以上0.75未満	2 9 0					
		負担水準0.65以上0.7未満	3 0 0					
		負担水準0.6以上0.65未満	3 1 0					
		負担水準0.55以上0.6未満	3 2 0					
		負担水準0.5以上0.55未満	3 3 0					
		負担水準0.45以上0.5未満	3 4 0					
		負担水準0.4以上0.45未満	3 5 0					
		負担水準0.35以上0.4未満	3 6 0					
		負担水準0.3以上0.35未満	3 7 0					
		負担水準0.25以上0.3未満	3 8 0					
		負担水準0.2以上0.25未満	3 9 0					
		負担水準0.15以上0.2未満	4 0 0					
		負担水準0.1以上0.15未満	4 1 0					
		負担水準0.05以上0.1未満	4 2 0					
負担水準0.05未満	4 3 0							
	計	4 4 0	0	0	0	0	0	

地方公共団体コード	表番号
1 0 3 4 5 4	7 5 6 8

第56表 三大都市圏の特定市に所在する市街化区域内の農地に関する調（つづき）  
（法定免税点以上のもの）

都道府県名 群馬県

市町村名 吉岡町

区 分		(1)	(2)	(3)	(4)	(5)	
		行 番 号	納 税 義 務 者 (人)	地 積 (千㎡)	決 定 価 格 (千円)	課 税 標 準 額 (千円)	筆 数 (筆)
合 計	本則による(価格の3分の2)課税がなされたもの	9 4 5 0	12 0	24 0	39 0	54 0	69 80 0
	負担水準0.95以上1.0未満	4 6 0	0	0	0	0	0
	負担水準0.9以上0.95未満	4 7 0	0	0	0	0	0
	負担水準0.85以上0.9未満	4 8 0	0	0	0	0	0
	負担水準0.8以上0.85未満	4 9 0	0	0	0	0	0
	負担水準0.75以上0.8未満	5 0 0	0	0	0	0	0
	負担水準0.7以上0.75未満	5 1 0	0	0	0	0	0
	負担水準0.65以上0.7未満	5 2 0	0	0	0	0	0
	負担水準0.6以上0.65未満	5 3 0	0	0	0	0	0
	負担水準0.55以上0.6未満	5 4 0	0	0	0	0	0
	負担水準0.5以上0.55未満	5 5 0	0	0	0	0	0
	負担水準0.45以上0.5未満	5 6 0	0	0	0	0	0
	負担水準0.4以上0.45未満	5 7 0	0	0	0	0	0
	負担水準0.35以上0.4未満	5 8 0	0	0	0	0	0
	負担水準0.3以上0.35未満	5 9 0	0	0	0	0	0
	負担水準0.25以上0.3未満	6 0 0	0	0	0	0	0
	負担水準0.2以上0.25未満	6 1 0	0	0	0	0	0
	負担水準0.15以上0.2未満	6 2 0	0	0	0	0	0
	負担水準0.1以上0.15未満	6 3 0	0	0	0	0	0
	負担水準0.05以上0.1未満	6 4 0	0	0	0	0	0
負担水準0.05未満	6 5 0	0	0	0	0	0	
	計	6 6 0	0	0	0	0	0
第 62 表 の う ち 生 産 緑 地 に 係 る も の		6 7 0		そ	た	ち	

地方公共団体コード						表番号	
1	0	3	4	5	4	7	8
1	0	3	4	5	4	5	7

第57表 課税標準の特例等に関する調  
(法定免税点以上のもの)

都道府県名 群馬県

市町村名 吉岡町

区分	地目等	特例率	行番号	(1) 宅 地 等		(3) 農 地 (千円)	(4) 土 地 計 (千円)	(5) 家 屋 (千円)			
				宅 地 (千円)	そ の 他 (千円)						
				9	12						
課税標準の特例にかよつり減額規定による	第10項 (日本放送協会)	評価額	1/2	0 1 0	12	22	32	42	52	61	
		課税標準額		0 2 0					0		
	第11項 (日本原子力研究開発機構)	評価額	1/3	0 3 0							
		課税標準額		0 4 0							
		評価額	2/3	0 5 0							
		課税標準額		0 6 0							
	第12項 (登録有形文化財等)	評価額	1/2	0 7 0					0		
		課税標準額		0 8 0					0		
	第22項 (農業・食品産業技術総合研究機構)	評価額	1/3	0 9 0					0		
		課税標準額		1 0 0					0		
		評価額	1/6	1 1 0					0		
	第23項 (新関西国際空港㈱)	課税標準額		1 2 0					0		
		評価額	1/2	1 3 0					0		
	第24項 (信用協同組合等)	課税標準額		1 4 0					0		
		評価額	3/5	1 5 0					0		
	第26項 (中部国際空港㈱)	課税標準額		1 6 0					0		
		評価額	1/2	1 7 0					0		
	第28項 (家庭的保育事業)	課税標準額		1 8 0					0		
		評価額	1/2	1 9 0					0		
	第29項 (居宅訪問型保育事業)	課税標準額		2 0 0					0		
		評価額	1/2	2 1 0					0		
	第30項 (事業所内保育事業)	課税標準額		2 2 0					0		
		評価額	1/2	2 3 0					0		
	第31項 (認定生活困窮者就労訓練事業)	課税標準額		2 4 0					0		
評価額		1/2	2 5 0					0			
第33項 (量子科学技術研究開発機構)	課税標準額		2 6 0					0			
	評価額	1/3	2 7 0					0			
	課税標準額		2 8 0					0			
	評価額	2/3	2 9 0					0			
第34項 (世界遺産)	課税標準額		3 0 0					0			
	評価額	1/3	3 1 0					0			
			3 2 0					0			

地方公共団体コード						表番号	
1	0	3	4	5	4	7	8
1	0	3	4	5	4	5	7

第57表 課税標準の特例等に関する調 (つづき)  
(法定免税点以上のもの)

都道府県名 群馬県

市町村名 吉岡町

区 分	地 目 等	特 例 率	行 番 号	(1) 宅 地 等		(3) 農 地	(4) 土 地 計	(5) 家 屋
				宅 地	そ の 他	(千円)	(千円)	(千円)
				(千円)	(千円)	(千円)	(千円)	(千円)
と課に法 税第7 標0 準2 の3 特よ 例第 に3 よ り 減規 額額 る定	第7 0 2 条 の 3	第2項 (被災住宅用地等)	9 3 3 0	12	22	32	42	52
				課税標準額			0	0
				評価額			0	
				課税標準額			0	
額税都にる屋失にへの7法 市対家にしよ震4 の計す屋代たり災の 減画る等わ家減等2条第	減額分に相当する課税標準額	1/2 減額	3 7 0					

地方公共団体コード						表番号	
1	0	3	4	5	4	7	8
1	0	3	4	5	4	5	7

第57表 課税標準の特例等に関する調 (つづき)  
(法定免税点以上のもの)

都道府県名 群馬県

市町村名 吉岡町

区分	地目等	特例率	行番号	(1) 宅 地 等		(3) 農 地	(4) 土 地 計	(5) 家 屋	
				宅 地	そ の 他	(千円)	(千円)	(千円)	
				(千円)	(千円)				
税 法 附 則 第 1 5 条 の 特 例 に よ り 減 額 課 税	法	第1項 (総合効率化に資する倉庫等)	9	12	22	32	42	52	
		評価額	3	8	0				
		課税標準額	3	9	0				
	附	第13項 (並行在来線に係る譲受固定資産)	1/2	4	0	0		0	
		評価額	4	0	0				
		課税標準額	4	1	0		0		
	則	第17項 (PFI公共施設)	1/2	4	2	0			
		評価額	4	2	0				
		課税標準額	4	3	0				
	第	第18項	(都市利便施設) 都市再生緊急整備地域 (地域決定型地方税制特例措置(わがまち特例) 適用分)	-	4	4	0		
			評価額	4	4	0			
		課税標準額	4	5	0				
		(都市利便施設) 特定都市再生緊急整備地域 (地域決定型地方税制特例措置(わがまち特例) 適用分)	評価額	-	4	6	0		
	課税標準額		4	7	0				
	1	第19項 (成田国際空港株)	7/8	4	8	0		0	
		評価額	4	8	0				
		課税標準額	4	9	0		0		
	5	第20項 (国立大学校舎)	評価額	1/2	5	0	0		
			課税標準額	5	1	0			
	条	第21項 (都市鉄道利便増進施設)	評価額	2/3	5	2	0		
			課税標準額	5	3	0			
	第22項 (外資埠頭公社の民営化に係る承継特例)	第22項	評価額	1/2	5	4	0		0
			課税標準額	5	5	0		0	
		評価額	3/5	5	6	0		0	
課税標準額		5	7	0		0			
第23項 (日本郵便株)	評価額	4/5	5	8	0		0		
	課税標準額	5	9	0		0			
第24項 (鉄道再構築事業)	評価額	1/4	6	0	0				
	課税標準額	6	1	0					

地方公共団体コード					表番号		
1	0	3	4	5	4	7	8
1	0	3	4	5	4	5	7

第57表 課税標準の特例等に関する調 (つづき)  
(法定免税点以上のもの)

都道府県名 群馬県

市町村名 吉岡町

区分	地目等	特例率	行番号	(1) 宅 地 等		(3) 農 地	(4) 土 地 計	(5) 家 屋			
				宅 地	そ の 他						
				(千円)	(千円)						
法附則第15条、法附則第15条の2又は法附則第15条の3の規定による課税標準	第26項 (公益法人が所有する能楽堂)	評価額	1/2	9	12	22	32	42	52	61	
		課税標準額			6	2	0				
	第27項 (国際戦略港湾等の荷さばき施設等)	評価額	1/2		6	4	0				
		課税標準額			6	5	0				
		評価額	2/3		6	6	0				
		課税標準額			6	7	0				
	第31項 (駅のバリアフリー化施設)	評価額	2/3		6	8	0				
		課税標準額			6	9	0				
	第35項 (特定貨物取扱埠頭の港湾施設)	評価額	2/3		7	0	0				
		課税標準額			7	1	0				
	第39項 (認定誘導事業) (地域決定型地方税制特例措置 (わがまち特例適用分))	評価額	-		7	2	0				
		課税標準額			7	3	0				
	第42項 (農地中間管理機構に賃借権を設定した農地) (設定期間10年以上)	評価額	1/2		7	4	0			0	
		課税標準額			7	5	0			0	
		評価額	1/2		7	6	0			0	
		課税標準額			7	7	0			0	
	第44項 (特定事業所内保育施設)	評価額	-		7	8	0				
		課税標準額			7	9	0				
	第45項 (市民緑地)	評価額	-		8	0	0				
		課税標準額			8	1	0				
第2項 (JR北海道・四国に係る特例) (法附則第15条の3の適用のあるものを除く)	評価額	1/2		8	2	0			0		
	課税標準額			8	3	0			0		
第1項 (旅客会社等に係る承継特例) (法附則第15条の2第2項のJR三島特例に係るものを除く)	評価額	3/5		8	4	0			0		
	課税標準額			8	5	0			0		
第1項 (旅客会社等に係る承継特例) (法附則第15条の2第2項のJR三島特例に係るものに限る)	評価額	3/10		8	6	0			0		
	課税標準額			8	7	0			0		

地方公共団体コード						表番号	
1	0	3	4	5	4	7	8
1	0	3	4	5	4	5	7

第57表 課税標準の特例等に関する調 (つづき)  
(法定免税点以上のもの)

都道府県名 群馬県

市町村名 吉岡町

区分	地目等	特例率	行番号	(1) 宅 地 等		(3) 農 地 (千円)	(4) 土 地 計 (千円)	(5) 家 屋 (千円)
				宅 地 (千円)	そ の 他 (千円)			
				9	12			
附平改 成2法 第9年 1改正 7条法 によ	第9項	旧法附則第15条第36項 (備蓄倉庫) (地域決定型地方税制特例措置 (わがまち特例)適用分)	評価額	—	8 8 0			
			課税標準額	—	8 9 0			
平改 成2法 8年 の改 正定 法に 附よ る第 2も 7条 の	第2項	旧法附則第15条第1項 (倉庫)	評価額	1/2	9 0 0			
			課税標準額	1/2	9 1 0			
	第3項	旧法附則第15条第42項 (認定誘導事業により取得した 公共施設等)	評価額	4/5	9 2 0			
			課税標準額	4/5	9 3 0			
	第5項	法附則第15条の2第2項 ( (JR三島特例) (法附則第15 条の3の適用のあるものを除 く) ) (H29、30年度分)	評価額	3/5	9 4 0		0	
			課税標準額	3/5	9 5 0		0	

地方公共団体コード					表番号		
1	0	3	4	5	4	7	8
1	0	3	4	5	4	5	8

第58表 課税標準の特例等に関する調 (つづき)  
(法定免税点以上のもの)

都道府県名 群馬県

市町村名 吉岡町

区分	地目等	特例率	行番号	(1) 宅 地 等		(3)	(4)	(5)			
				宅 地 (千円)	そ の 他 (千円)	農 地 (千円)	土 地 計 (千円)	家 屋 (千円)			
改正法によるもの 第27年改正法 第3条に 附則2によるもの 規定に	第5項	旧法附則第15条第16項 ( (都市利便施設) 都市再生緊急整備地域)	評価額	3/5	9 0 1 0	12	22	32	42	52	61
		課税標準額			0 2 0						
	第5項	旧法附則第15条第16項 ( (都市利便施設) 特定都市再生緊急整備地域)	評価額	1/2	0 3 0						
		課税標準額			0 4 0						
改正法によるもの 第6年改正法 第17条に 附則2によるもの 規定に	第2項	旧法附則第15条第20項 (スーパー中核港湾)	評価額	1/2	0 5 0						
		課税標準額			0 6 0						
	第3項	旧法附則第15条第27項 (指定会社等の特定用途港湾施設)	評価額	1/2	0 7 0				0		
		課税標準額			0 8 0				0		
改正法によるもの 第4年改正法 第14条に 附則2によるもの 規定に	第3項	旧法附則第15条の3第2項 (旅客会社等に係る基盤整備事業)	評価額		0 9 0						
			課税標準額		1 0 0						
改正法によるもの 第23年改正法 に 附則第9条の	第2項	旧法第349条の3第23項 (農業・食品産業技術総合研究機構)	評価額	1/3	1 1 0						
			課税標準額		1 2 0						
			評価額	2/3	1 3 0						
			課税標準額		1 4 0						
	第4項	旧法第349条の3第31項 (社会保険診療報酬支払基金)	評価額	1/3	1 5 0						
			課税標準額		1 6 0						
	第5項	旧法第349条の3第32項 (自動車安全運転センター)	評価額	1/3	1 7 0						
			課税標準額		1 8 0						
	第6項	旧法第349条の3第33項 (郵便貯金・簡易生命保険管理機構)	評価額	1/2	1 9 0						
			課税標準額		2 0 0						
第7項	旧法附則第15条第1項 (倉庫)	評価額	1/2	2 1 0							
		課税標準額		2 2 0							
		評価額	7/8	2 3 0							
		課税標準額		2 4 0							

地方公共団体コード					表番号		
1	0	3	4	5	4	7	8
1	0	3	4	5	4	5	8

第58表 課税標準の特例等に関する調 (つづき)  
(法定免税点以上のもの)

都道府県名 群馬県  
市町村名 吉岡町

区分	地目等	特例率	行番号	(1) 宅 地 等		(3)	(4)	(5)
				宅 地 (千円)	そ の 他 (千円)	農 地 (千円)	土 地 計 (千円)	家 屋 (千円)
則の改 平正 成法 第2の 3規 年定 9改に 正よ 法る 条附も	第8項 旧法附則第15条第26項 (高齢者・障害者等の移動円滑化停 車場建物等)	評価額	2/3	2 5 0				
		課税標準額		2 6 0				
	第9項 旧法附則第15条第31項 (認定都市再生事業)	評価額	1/2	2 7 0				
		課税標準額		2 8 0				
	第10項 旧法附則第15条第35項 (指定特定重要港湾に係る港湾施 設)	評価額	1/2	2 9 0				
		課税標準額		3 0 0				
法も改 の正 附平 法成 則の 第2規 定に 1年 4改よ 条正 る	第3項 旧法附則第15条第28項 (大規模改良停車場建物等)	評価額	3/4	3 1 0				
		課税標準額		3 2 0				
	第4項 旧法附則第15条第36項 (PFI公共荷さばき施設)	評価額	1/2	3 3 0				
		課税標準額		3 4 0				
	第5項 旧法附則第15条第37項 (PFI一般廃棄物処理施設)	評価額	1/2	3 5 0				
		課税標準額		3 6 0				
法成改 正法 附2 0規 定に よる 1改 6の 条正 平	第2項 旧法第349条の3第25項 (日本電気計器検定所)	評価額	1/2	3 7 0				
		課税標準額		3 8 0				
	旧法第349条の3第26項 (日本消防検定協会)	評価額	1/2	3 9 0				
		課税標準額		4 0 0				
	旧法第349条の3第27項 (小型船舶検査機構)	評価額	1/2	4 1 0				
		課税標準額		4 2 0				
	旧法第349条の3第28項 (軽自動車検査協会)	評価額	1/2	4 3 0				
		課税標準額		4 4 0				

地方公共団体コード					表番号		
1	0	3	4	5	4	7	8
1	0	3	4	5	4	5	8

第58表 課税標準の特例等に関する調 (つづき)  
(法定免税点以上のもの)

都道府県名 群馬県  
市町村名 吉岡町

区分	地目等	特例率	行番号	(1) 宅 地 等		(3) 農 地	(4) 土 地 計	(5) 家 屋
				宅 地 (千円)	そ の 他 (千円)	(千円)	(千円)	(千円)
改正法の附則第17条によるもの平成17年よ	第4項 旧法第349条の3第39項 (社会保険診療報酬支払基金)	評価額	1/6	4 5 0				
		課税標準額		4 6 0				
	第5項 旧法第349条の3第40項 (自動車安全運転センター)	評価額	1/6	4 7 0				
		課税標準額		4 8 0				
改正法の附則第18条によるもの平成15年よ	第3項 旧法第349条の3第28項 (日本電気計器検定所)	評価額	1/3	4 9 0				
		課税標準額		5 0 0				
	第3項 旧法第349条の3第29項 (日本消防検定協会)	評価額	1/3	5 1 0				
		課税標準額		5 2 0				
	第3項 旧法第349条の3第30項 (小型船舶検査機構)	評価額	1/3	5 3 0				
		課税標準額		5 4 0				
	第3項 旧法第349条の3第31項 (軽自動車検査協会)	評価額	1/3	5 5 0				
		課税標準額		5 6 0				
改正法の附則第21条によるもの平成13年よ	旧法附則第15条第19項 (指定法人等大規模外貿埠頭)	評価額	1/2	5 7 0			0	
		課税標準額		5 8 0			0	

地方公共団体コード					表番号		
1	0	3	4	5	4	7	8
1	0	3	4	5	4	5	8

第58表 課税標準の特例等に関する調 (つづき)  
(法定免税点以上のもの)

都道府県名 群馬県

市町村名 吉岡町

区分	地目等	特例率	行番号	(1) 宅 地 等		(3)	(4)	(5)		
				宅 地 (千円)	そ の 他 (千円)	農 地 (千円)	土 地 計 (千円)	家 屋 (千円)		
平成7年の改正法に則する12条	第3項	評価額	9	12	22	32	42	52	61	
			5	9	0					
		課税標準額	6	0	0					
			1/3	6	1	0				
		評価額	1/6	6	2	0				
			課税標準額	6	2	0				
	旧法第349条の3第27項 (農業・生物系特定産業事業研究機構)	評価額	1/6	6	3	0				
			課税標準額	1/6	6	4	0			
	旧法第349条の3第30項 (日本電気計器検定所)	評価額	1/6	6	5	0				
			課税標準額	1/6	6	6	0			
	旧法第349条の3第31項 (日本消防検定協会)	評価額	1/6	6	7	0				
			課税標準額	1/6	6	8	0			
旧法第349条の3第32項 (小型船舶検査機構)	評価額	1/6	6	9	0					
		課税標準額	1/6	7	0	0				
旧法第349条の3第33項 (軽自動車検査協会)	評価額	1/6	7	1	0	0	0			
		課税標準額	1/6	7	2	0	0	0	0	
合 計		評価額	7	1	0	0	0			
		課税標準額	7	2	0	0	0	0	0	
第7条第7項第59則	市街化区域農地としての評価額		7	3	0		0			
	徴収猶予分に相当する課税標準額		7	4	0		0			
第8条第8項第59則	市街化区域農地としての評価額		7	5	0		0			
	徴収猶予分に相当する課税標準額		7	6	0		0			
第1条第1項第659則	市街化区域農地としての評価額		7	7	0		0			
	減額分に相当する課税標準額		7	8	0		0			
第1条第1項第759則	市街化区域農地としての評価額		7	9	0		0			
	減額分に相当する課税標準額		8	0	0		0			

地方公共団体コード						表番号	
1	0	3	4	5	4	7	8
1	0	3	4	5	4	5	8

第58表 課税標準の特例等に関する調 (つづき)  
(法定免税点以上のもの)

都道府県名 群馬県

市町村名 吉岡町

区分	地目等	特例率	行番号	(1) 宅 地 等		(3)	(4)	(5)
				宅 地 (千円)	そ の 他 (千円)	農 地 (千円)	土 地 計 (千円)	家 屋 (千円)
			9	12	22	32	42	52
	置に土域へる及と税法案 係地外課特びな免第附 る及と税例家つ除4則 特びな免措屋た区項第 例家つ除置に土域へ5 措屋た区 係地外課5	1/2 減額	8 1 0				0	
	置特屋地な城税65法 に及つ外項5附 係びた除へ条則 措る家土と区課第第	1/2 減額	8 2 0				0	
	置特屋地な城税85法 に及つ外項5附 係びた除へ条則 措る家土と区課第第	1/2 減額	8 3 0				0	
	置る用被災日15法 特地震に本項6附 例に住よ大へ条則 措係宅る震東第第		8 4 0				0	
	置る用代よ大へ15法 特地震る震東06附 例に住被災日条則 措係宅災に本項第第		8 5 0				0	
	置係代に日15法 る替よ本16附 特家の大項 例屋被震へ条則 措に災災東第第	1/2 減額	8 6 0					
		1/3 減額	8 7 0					

地方公共団体コード					表番号		
1	0	3	4	5	4	7	8
1	0	3	4	5	4	5	8

第58表 課税標準の特例等に関する調 (つづき)  
(法定免税点以上のもの)

都道府県名 群馬県

市町村名 吉岡町

区分	地目等	特例率	行番号	(1) 宅 地 等		(3)	(4)	(5)
				宅 地 (千円)	そ の 他 (千円)	農 地 (千円)	土 地 計 (千円)	家 屋 (千円)
	特住に内住15法 例宅係住困36附 措用る宅難項条則 置地代用区(条則 の替地域居第第		9 8 8 0	12	22	32	42 0	52
	置のる内住15法 特代家困46附 替屋難項条則 例家に区(条則 措屋係地域居第第	1/2 減額	8 9 0					
		1/3 減額	9 0 0					
	第1法第則年の定改 36附2第改平に正 項条則1正成よ法 の(2法2るの 2第旧条附5も規	1/2 減額	9 1 0					
	15法第則年の定改 36附4第改平に正 項条則1正成よ法 の(4法2るの 第第旧条附4も規		9 2 0				0	
	15法第則年の定改 46附5第改平に正 項条則1正成よ法 の(4法2るの 第第旧条附4も規	1/2 減額	9 3 0					
		1/3 減額	9 4 0					
	第1法第則年の定改 16附7第改平に正 0条則1正成よ法 の(4法2るの 2第旧条附2も規	1/2 減額	9 5 0					
		1/3 減額	9 6 0					

地方公共団体コード					表番号			
1	0	3	4	5	4	7	5	9

第59表 宅地等の負担調整に関する調  
(法定免税点以上のもの)

都道府県名 群馬県

市町村名 吉岡町

区 分		行 番 号	(1) 納 税 義 務 者 (人)	(2) 地 積 (千㎡)	(3) 決 定 価 格 (千円)	(4) 課 税 標 準 額 (千円)	(5) 筆 数 (筆)		
宅 用 地 （ 個 人 ）	小規模住宅用地	負担水準1.0以上	9 0 1 0	12	24	39	54	69	80
	負担水準0.95以上1.0未満	0 2 0							
	負担水準0.9以上0.95未満	0 3 0							
	負担水準0.85以上0.9未満	0 4 0							
	負担水準0.8以上0.85未満	0 5 0							
	負担水準0.75以上0.8未満	0 6 0							
	負担水準0.7以上0.75未満	0 7 0							
	負担水準0.65以上0.7未満	0 8 0							
	負担水準0.6以上0.65未満	0 9 0							
	負担水準0.55以上0.6未満	1 0 0							
	負担水準0.5以上0.55未満	1 1 0							
	負担水準0.45以上0.5未満	1 2 0							
	負担水準0.4以上0.45未満	1 3 0							
	負担水準0.35以上0.4未満	1 4 0							
	負担水準0.3以上0.35未満	1 5 0							
	負担水準0.25以上0.3未満	1 6 0							
	負担水準0.2以上0.25未満	1 7 0							
	負担水準0.15以上0.2未満	1 8 0							
	負担水準0.1以上0.15未満	1 9 0							
	負担水準0.05以上0.1未満	2 0 0							
	負担水準0.05未満	2 1 0							
	計	2 2 0	0	0	0	0	0	0	
宅 用 地 （ 法 人 ）	小規模住宅用地	負担水準1.0以上	2 3 0						
	負担水準0.95以上1.0未満	2 4 0							
	負担水準0.9以上0.95未満	2 5 0							
	負担水準0.85以上0.9未満	2 6 0							
	負担水準0.8以上0.85未満	2 7 0							
	負担水準0.75以上0.8未満	2 8 0							
	負担水準0.7以上0.75未満	2 9 0							
	負担水準0.65以上0.7未満	3 0 0							
	負担水準0.6以上0.65未満	3 1 0							
	負担水準0.55以上0.6未満	3 2 0							
	負担水準0.5以上0.55未満	3 3 0							
	負担水準0.45以上0.5未満	3 4 0							
	負担水準0.4以上0.45未満	3 5 0							
	負担水準0.35以上0.4未満	3 6 0							
	負担水準0.3以上0.35未満	3 7 0							
	負担水準0.25以上0.3未満	3 8 0							
	負担水準0.2以上0.25未満	3 9 0							
	負担水準0.15以上0.2未満	4 0 0							
	負担水準0.1以上0.15未満	4 1 0							
	負担水準0.05以上0.1未満	4 2 0							
	負担水準0.05未満	4 3 0							
	計	4 4 0	0	0	0	0	0	0	

地方公共団体コード					表番号				
1	0	3	4	5	4	7	5	8	9

第59表 宅地等の負担調整に関する調 (つづき)  
(法定免税点以上のもの)

都道府県名 群馬県

市町村名 吉岡町

区 分		行 番 号	(1) 納 税 義 務 者 (人)	(2) 地 積 (千㎡)	(3) 決 定 価 格 (千円)	(4) 課 税 標 準 額 (千円)	(5) 筆 数 (筆)	
宅 用 地 （ 個 人 ）	負担水準1.0以上	9 4 5 0	12	24	39	54	69	80
	負担水準0.95以上1.0未満	4 6 0						
	負担水準0.9以上0.95未満	4 7 0						
	負担水準0.85以上0.9未満	4 8 0						
	負担水準0.8以上0.85未満	4 9 0						
	負担水準0.75以上0.8未満	5 0 0						
	負担水準0.7以上0.75未満	5 1 0						
	負担水準0.65以上0.7未満	5 2 0						
	負担水準0.6以上0.65未満	5 3 0						
	負担水準0.55以上0.6未満	5 4 0						
	負担水準0.5以上0.55未満	5 5 0						
	負担水準0.45以上0.5未満	5 6 0						
	負担水準0.4以上0.45未満	5 7 0						
	負担水準0.35以上0.4未満	5 8 0						
	負担水準0.3以上0.35未満	5 9 0						
	負担水準0.25以上0.3未満	6 0 0						
	負担水準0.2以上0.25未満	6 1 0						
	負担水準0.15以上0.2未満	6 2 0						
	負担水準0.1以上0.15未満	6 3 0						
	負担水準0.05以上0.1未満	6 4 0						
	負担水準0.05未満	6 5 0						
	計	6 6 0	0	0	0	0	0	0
宅 用 地 （ 法 人 ）	負担水準1.0以上	6 7 0						
	負担水準0.95以上1.0未満	6 8 0						
	負担水準0.9以上0.95未満	6 9 0						
	負担水準0.85以上0.9未満	7 0 0						
	負担水準0.8以上0.85未満	7 1 0						
	負担水準0.75以上0.8未満	7 2 0						
	負担水準0.7以上0.75未満	7 3 0						
	負担水準0.65以上0.7未満	7 4 0						
	負担水準0.6以上0.65未満	7 5 0						
	負担水準0.55以上0.6未満	7 6 0						
	負担水準0.5以上0.55未満	7 7 0						
	負担水準0.45以上0.5未満	7 8 0						
	負担水準0.4以上0.45未満	7 9 0						
	負担水準0.35以上0.4未満	8 0 0						
	負担水準0.3以上0.35未満	8 1 0						
	負担水準0.25以上0.3未満	8 2 0						
	負担水準0.2以上0.25未満	8 3 0						
	負担水準0.15以上0.2未満	8 4 0						
	負担水準0.1以上0.15未満	8 5 0						
	負担水準0.05以上0.1未満	8 6 0						
	負担水準0.05未満	8 7 0						
	計	8 8 0	0	0	0	0	0	0

地方公共団体コード						表番号		
1	0	3	4	5	4	7	6	0

第60表 宅地等の負担調整に関する調 (つづき)  
(法定免税点以上のもの)

都道府県名

群馬県

市町村名

吉岡町

区 分		行 番 号	(1) 納 税 義 務 者 (人)	(2) 地 積 (千㎡)	(3) 決 定 価 格 (千円)	(4) 課 税 標 準 額 (千円)	(5) 筆 数 (筆)	
宅	商業地等 (非住宅用地・個人)	負担水準0.7超	9 0 1 0	12	24	39	54	69 80
		負担水準0.65以上0.7以下	0 2 0					
		負担水準0.6以上0.65未満	0 3 0					
		負担水準0.55以上0.6未満	0 4 0					
		負担水準0.5以上0.55未満	0 5 0					
		負担水準0.45以上0.5未満	0 6 0					
		負担水準0.4以上0.45未満	0 7 0					
		負担水準0.35以上0.4未満	0 8 0					
		負担水準0.3以上0.35未満	0 9 0					
		負担水準0.25以上0.3未満	1 0 0					
		負担水準0.2以上0.25未満	1 1 0					
		負担水準0.15以上0.2未満	1 2 0					
		負担水準0.1以上0.15未満	1 3 0					
		負担水準0.05以上0.1未満	1 4 0					
		負担水準0.05未満	1 5 0					
計		1 6 0	0	0	は 0	ひ 0	0	
地	商業地等 (非住宅用地・法人)	負担水準0.7超	1 7 0					
		負担水準0.65以上0.7以下	1 8 0					
		負担水準0.6以上0.65未満	1 9 0					
		負担水準0.55以上0.6未満	2 0 0					
		負担水準0.5以上0.55未満	2 1 0					
		負担水準0.45以上0.5未満	2 2 0					
		負担水準0.4以上0.45未満	2 3 0					
		負担水準0.35以上0.4未満	2 4 0					
		負担水準0.3以上0.35未満	2 5 0					
		負担水準0.25以上0.3未満	2 6 0					
		負担水準0.2以上0.25未満	2 7 0					
		負担水準0.15以上0.2未満	2 8 0					
		負担水準0.1以上0.15未満	2 9 0					
		負担水準0.05以上0.1未満	3 0 0					
		負担水準0.05未満	3 1 0					
計		3 2 0	0	0	ふ 0	ほ 0	0	
160行及び320行のうち、勧告がされた特定空家等の敷地の用に供されている旧住宅用地 (再掲)		3 3 0						

地方公共団体コード						表番号			
1	0	3	4	5	4	7	6	0	8

第60表 宅地等の負担調整に関する調 (つづき)  
(法定免税点以上のもの)

都道府県名

群馬県

市町村名

吉岡町

区 分		行 番 号	(1) 納 税 義 務 者 (人)	(2) 地 積 (千m <sup>2</sup> )	(3) 決 定 価 格 (千円)	(4) 課 税 標 準 額 (千円)	(5) 筆 数 (筆)			
宅 地 （ 負 担 水 準	商 業 地 等 （ 非 住 宅 用 地 ・ 個 人 ）	負担水準0.70	9 3 4 0	12	24	39	54	69	80	
		負担水準0.69以上0.70未満	3 5 0							
		負担水準0.68以上0.69未満	3 6 0							
		負担水準0.67以上0.68未満	3 7 0							
		負担水準0.66以上0.67未満	3 8 0							
		負担水準0.65以上0.66未満	3 9 0							
		負担水準0.64以上0.65未満	4 0 0							
		負担水準0.63以上0.64未満	4 1 0							
		負担水準0.62以上0.63未満	4 2 0							
		負担水準0.61以上0.62未満	4 3 0							
		負担水準0.60超0.61未満	4 4 0							
		負担水準0.60	4 5 0							
		計	4 6 0	0	0	0	0	0	0	
		0 ・ 6 ）  0 ・ 7 ）	商 業 地 等 （ 非 住 宅 用 地 ・ 法 人 ）	負担水準0.70	4 7 0					
負担水準0.69以上0.70未満	4 8 0									
負担水準0.68以上0.69未満	4 9 0									
負担水準0.67以上0.68未満	5 0 0									
負担水準0.66以上0.67未満	5 1 0									
負担水準0.65以上0.66未満	5 2 0									
負担水準0.64以上0.65未満	5 3 0									
負担水準0.63以上0.64未満	5 4 0									
負担水準0.62以上0.63未満	5 5 0									
負担水準0.61以上0.62未満	5 6 0									
負担水準0.60超0.61未満	5 7 0									
負担水準0.60	5 8 0									
計	5 9 0			0	0	0	0	0	0	

地方公共団体コード					表番号				
1	0	3	4	5	4	7	6	0	8

第60表 宅地等の負担調整に関する調 (つづき)  
(法定免税点以上のもの)

都道府県名

群馬県

市町村名

吉岡町

区 分		行 番 号	(1) 納 税 義 務 者 (人)	(2) 地 積 (千㎡)	(3) 決 定 価 格 (千円)	(4) 課 税 標 準 額 (千円)	(5) 筆 数 (筆)
宅 地 計	本則による課税がなされたもの(負担水準1.0以上)	9 0 0	12 0	24 0	39 0	54 0	69 0
	引き下げ(負担水準0.7超)による課税がなされたもの	6 1 0	0	0	0	0	0
	税負担据置のもの	6 2 0	0	0	0	0	0
	上記以外で負担水準0.2未満を除いたもの	6 3 0	0	0	0	0	0
	負担水準0.2未満	6 4 0	0	0	0	0	0
	計	6 5 0	0	ま 0	み 0	む 0	め 0
そ の 他 の 宅 地 比 準 土 地 ( 個 人 )	負担水準0.7超	6 6 0					
	負担水準0.65以上0.7以下	6 7 0					
	負担水準0.6以上0.65未満	6 8 0					
	負担水準0.55以上0.6未満	6 9 0					
	負担水準0.5以上0.55未満	7 0 0					
	負担水準0.45以上0.5未満	7 1 0					
	負担水準0.4以上0.45未満	7 2 0					
	負担水準0.35以上0.4未満	7 3 0					
	負担水準0.3以上0.35未満	7 4 0					
	負担水準0.25以上0.3未満	7 5 0					
	負担水準0.2以上0.25未満	7 6 0					
	負担水準0.15以上0.2未満	7 7 0					
	負担水準0.1以上0.15未満	7 8 0					
	負担水準0.05以上0.1未満	7 9 0					
	負担水準0.05未満	8 0 0					
計	8 1 0	0	0	0	0	0	

地方公共団体コード					表番号			
1	0	3	4	5	4	7	6	8

第61表 宅地等の負担調整に関する調 (つづき)  
(法定免税点以上のもの)

都道府県名 群馬県

市町村名 吉岡町

区 分		行 番 号	(1) 納 税 義 務 者 (人)	(2) 地 積 (千㎡)	(3) 決 定 価 格 (千円)	(4) 課 税 標 準 額 (千円)	(5) 筆 数 (筆)
そ の 他 の 宅 地 比 準 土 地 ( 法 人 )	負担水準0.7超	9 0 1 0	12	24	39	54	69 80
	負担水準0.65以上0.7以下	0 2 0					
	負担水準0.6以上0.65未満	0 3 0					
	負担水準0.55以上0.6未満	0 4 0					
	負担水準0.5以上0.55未満	0 5 0					
	負担水準0.45以上0.5未満	0 6 0					
	負担水準0.4以上0.45未満	0 7 0					
	負担水準0.35以上0.4未満	0 8 0					
	負担水準0.3以上0.35未満	0 9 0					
	負担水準0.25以上0.3未満	1 0 0					
	負担水準0.2以上0.25未満	1 1 0					
	負担水準0.15以上0.2未満	1 2 0					
	負担水準0.1以上0.15未満	1 3 0					
	負担水準0.05以上0.1未満	1 4 0					
	負担水準0.05未満	1 5 0					
計	1 6 0	0	0	0	0	0	
そ の 他 の 宅 地 比 準 土 地	負担水準1.0以上	1 7 0					
	負担水準0.95以上1.0未満	1 8 0					
	負担水準0.9以上0.95未満	1 9 0					
	負担水準0.85以上0.9未満	2 0 0					
	負担水準0.8以上0.85未満	2 1 0					
	負担水準0.75以上0.8未満	2 2 0					
	負担水準0.7以上0.75未満	2 3 0					
	負担水準0.65以上0.7未満	2 4 0					
	負担水準0.6以上0.65未満	2 5 0					
	負担水準0.55以上0.6未満	2 6 0					
	負担水準0.5以上0.55未満	2 7 0					
	負担水準0.45以上0.5未満	2 8 0					
	負担水準0.4以上0.45未満	2 9 0					
	負担水準0.35以上0.4未満	3 0 0					
	負担水準0.3以上0.35未満	3 1 0					
負担水準0.25以上0.3未満	3 2 0						
負担水準0.2以上0.25未満	3 3 0						
負担水準0.15以上0.2未満	3 4 0						
負担水準0.1以上0.15未満	3 5 0						
負担水準0.05以上0.1未満	3 6 0						
負担水準0.05未満	3 7 0						
計	3 8 0	0	0	0	0	0	
合 計	本則による課税がなされたもの(負担水準1.0以上)	3 9 0	0	0	0	0	0
	引き下げ(負担水準0.7超)による課税がなされたもの	4 0 0	0	0	0	0	0
	税負担据置のもの	4 1 0	0	0	0	0	0
	上記以外で負担水準0.2未満を除いたもの	4 2 0	0	0	0	0	0
負担水準0.2未満	4 3 0	0	0	0	0	0	

	計	4	4	0	0	0	0	0	0
--	---	---	---	---	---	---	---	---	---

地方公共団体コード					表番号			
1	0	3	4	5	4	7	6	2

第62表 農地の負担調整に関する調  
(法定免税点以上のもの)

都道府県名 群馬県

市町村名 吉岡町

区 分		行 番 号	納 税 義 務 者 (人)	地 積 (千㎡)	決 定 価 格 (千円)	課 税 標 準 額 (千円)	筆 数 (筆)	
一 般 市 街 化 区 域 農 地	本則による（価格の3分の2）課税がなされたもの	9 0 1 0	12	24	39	54	69	
	負担調整率1.025	負担水準0.95以上1.0未満	0 2 0					
		負担水準0.9以上0.95未満	0 3 0					
	負担調整率1.05	負担水準0.85以上0.9未満	0 4 0					
		負担水準0.8以上0.85未満	0 5 0					
	負担調整率1.075	負担水準0.75以上0.8未満	0 6 0					
		負担水準0.7以上0.75未満	0 7 0					
	上記以外	負担調整率1.10	負担水準0.65以上0.7未満	0 8 0				
			負担水準0.6以上0.65未満	0 9 0				
			負担水準0.55以上0.6未満	1 0 0				
			負担水準0.5以上0.55未満	1 1 0				
			負担水準0.45以上0.5未満	1 2 0				
			負担水準0.4以上0.45未満	1 3 0				
			負担水準0.35以上0.4未満	1 4 0				
			負担水準0.3以上0.35未満	1 5 0				
			負担水準0.25以上0.3未満	1 6 0				
			負担水準0.2以上0.25未満	1 7 0				
			負担水準0.15以上0.2未満	1 8 0				
			負担水準0.1以上0.15未満	1 9 0				
			負担水準0.05以上0.1未満	2 0 0				
			負担水準0.05未満	2 1 0				
計	2 2 0	0	0	0	0	0		
介 在 農 地	本則による課税がなされたもの	2 3 0						
	負担調整率1.025	負担水準0.95以上1.0未満	2 4 0					
		負担水準0.9以上0.95未満	2 5 0					
	負担調整率1.05	負担水準0.85以上0.9未満	2 6 0					
		負担水準0.8以上0.85未満	2 7 0					
	負担調整率1.075	負担水準0.75以上0.8未満	2 8 0					
		負担水準0.7以上0.75未満	2 9 0					
	上記以外	負担調整率1.10	負担水準0.65以上0.7未満	3 0 0				
			負担水準0.6以上0.65未満	3 1 0				
			負担水準0.55以上0.6未満	3 2 0				
			負担水準0.5以上0.55未満	3 3 0				
			負担水準0.45以上0.5未満	3 4 0				
			負担水準0.4以上0.45未満	3 5 0				
			負担水準0.35以上0.4未満	3 6 0				
			負担水準0.3以上0.35未満	3 7 0				
			負担水準0.25以上0.3未満	3 8 0				
			負担水準0.2以上0.25未満	3 9 0				
			負担水準0.15以上0.2未満	4 0 0				
			負担水準0.1以上0.15未満	4 1 0				
			負担水準0.05以上0.1未満	4 2 0				
			負担水準0.05未満	4 3 0				
計	4 4 0	0	0	0	0	0		

地方公共団体コード					表番号			
1	0	3	4	5	4	7	6	2

第62表 農地の負担調整に関する調 (つづき)  
(法定免税点以上のもの)

都道府県名 群馬県

市町村名 吉岡町

区 分		行 番 号	(1) 納 税 義 務 者 (人)	(2) 地 積 (千㎡)	(3) 決 定 価 格 (千円)	(4) 課 税 標 準 額 (千円)	(5) 筆 数 (筆)	
一 般 農 地	本則による課税がなされたもの	9 4 5 0	12	24	39	54	69	
	負担調整率1.025	4 6 0						
	負担調整率1.05	負担水準0.95以上1.0未満	4 7 0					
		負担水準0.85以上0.9未満	4 8 0					
	負担調整率1.075	負担水準0.8以上0.85未満	4 9 0					
		負担水準0.75以上0.8未満	5 0 0					
	上記以外	負担調整率1.10	負担水準0.7以上0.75未満	5 1 0				
			負担水準0.65以上0.7未満	5 2 0				
			負担水準0.6以上0.65未満	5 3 0				
			負担水準0.55以上0.6未満	5 4 0				
			負担水準0.5以上0.55未満	5 5 0				
			負担水準0.45以上0.5未満	5 6 0				
			負担水準0.4以上0.45未満	5 7 0				
			負担水準0.35以上0.4未満	5 8 0				
			負担水準0.3以上0.35未満	5 9 0				
			負担水準0.25以上0.3未満	6 0 0				
			負担水準0.2以上0.25未満	6 1 0				
			負担水準0.15以上0.2未満	6 2 0				
	負担水準0.1以上0.15未満	6 3 0						
	負担水準0.05以上0.1未満	6 4 0						
負担水準0.05未満	6 5 0							
計	6 6 0	0	0	0	0	0		
合 計	本則による課税がなされたもの	6 7 0	0	0	0	0	0	
	負担調整率1.025	6 8 0	0	0	0	0	0	
	負担調整率1.05	負担水準0.95以上1.0未満	6 9 0	0	0	0	0	
		負担水準0.85以上0.9未満	7 0 0	0	0	0	0	
	負担調整率1.075	負担水準0.8以上0.85未満	7 1 0	0	0	0	0	
		負担水準0.75以上0.8未満	7 2 0	0	0	0	0	
	上記以外	負担調整率1.10	負担水準0.7以上0.75未満	7 3 0	0	0	0	0
			負担水準0.65以上0.7未満	7 4 0	0	0	0	0
	負担水準0.6以上0.65未満		7 5 0	0	0	0	0	
	負担水準0.55以上0.6未満		7 6 0	0	0	0	0	
	負担水準0.5以上0.55未満		7 7 0	0	0	0	0	
	負担水準0.45以上0.5未満		7 8 0	0	0	0	0	
	負担水準0.4以上0.45未満		7 9 0	0	0	0	0	
	負担水準0.35以上0.4未満		8 0 0	0	0	0	0	
	負担水準0.3以上0.35未満		8 1 0	0	0	0	0	
	負担水準0.25以上0.3未満		8 2 0	0	0	0	0	
	負担水準0.2以上0.25未満		8 3 0	0	0	0	0	
	負担水準0.15以上0.2未満		8 4 0	0	0	0	0	
	負担水準0.1以上0.15未満	8 5 0	0	0	0	0		
	負担水準0.05以上0.1未満	8 6 0	0	0	0	0		
負担水準0.05未満	8 7 0	0	0	0	0			
計	8 8 0	0	0	0	0	0		